**選挙運動に関する支出費目の説明**

１　人件費

　　選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員、手話通訳のために使用する者及び要約筆記のために使用する者に対する報酬である。

２　家屋費

　⑴　選挙事務所費

　　　選挙事務所及び机などの備品の借上料、電話架設費等である。

　⑵　集合会場費等

　　　個人演説会の会場及びそれに伴う備品等の借上料等である。

３　通信費

　　電報、電話（借上料及び通話料）、葉書、封書等に要する費用である。

　　電報・封書は文書にほかならないから、事務上の連絡のためにのみ使用できる。

４　交通費

　　選挙運動員、事務員、労務者の電車賃等である。

５　印刷費

　　選挙運動用ポスター、葉書、ビラ等の印刷費等である。

６　広告費

　　立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の費用である。

７　文具費

　　紙、筆記用具その他選挙事務所において使用した消耗品等の費用である。

８　食糧費

　　湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上許容された選挙運動員及び労務者に対し提供する弁当の調製に要した費用である。

９　休泊費

　　休憩及び宿泊に要した費用である。

10　雑費

　　１から９以外の諸費をいう。電気代、水道代等の光熱水費もこれに入る。

（例）看板等を作製した場合の計上区分について

・看板屋に請け負わせた場合＝広告費

・材料を提供して労務者を雇い作製した場合＝①～③に分けて計上

①労務者に要した費用＝人件費、②木材、トタン等の材料代＝雑費、

③ペンキ代等＝文具費